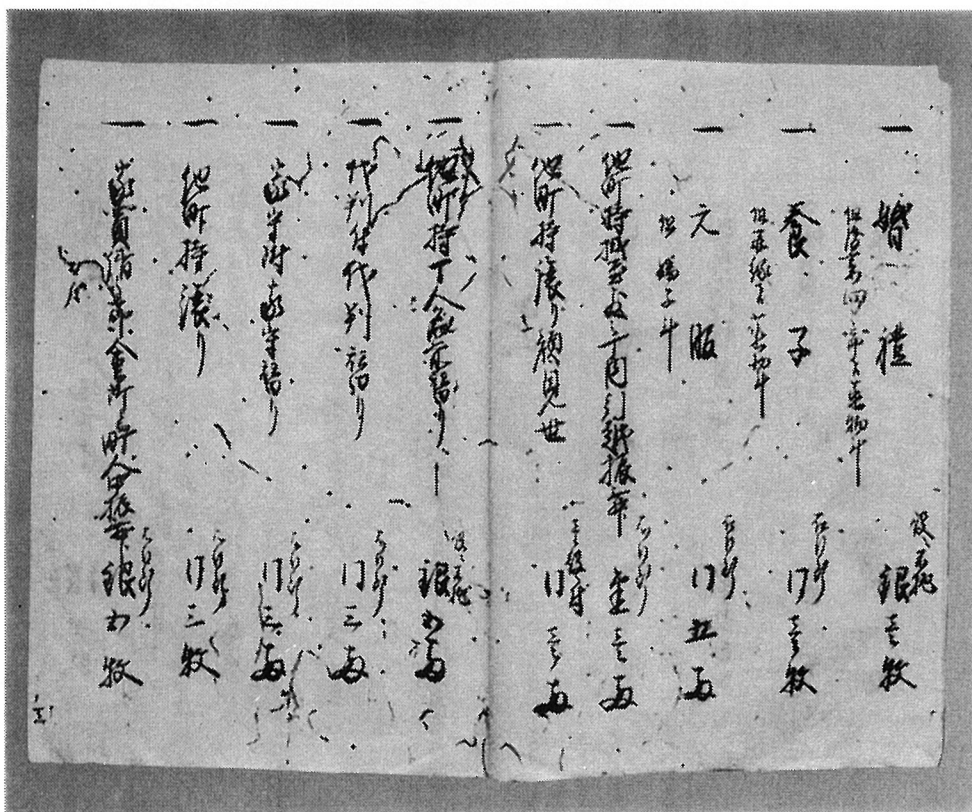
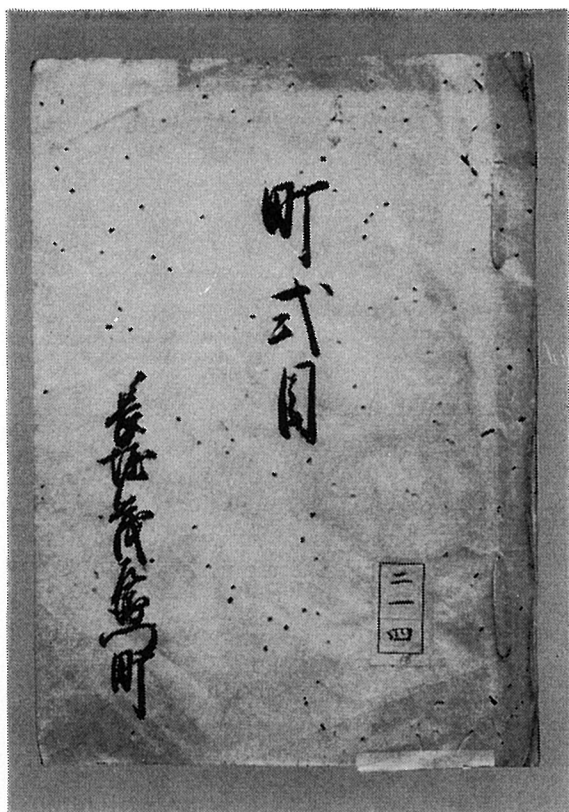


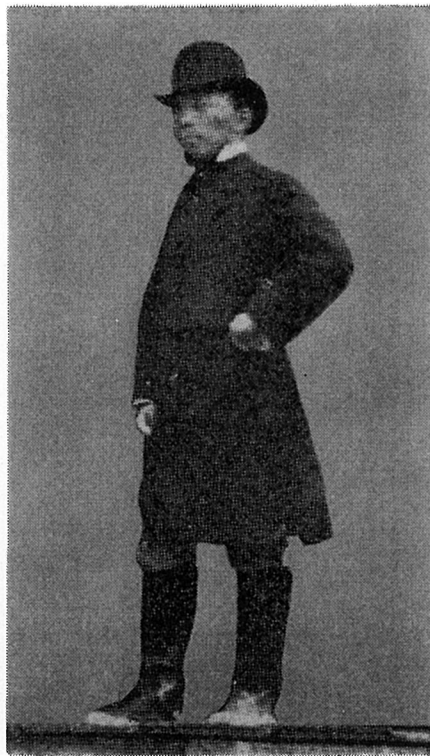
昭和五十七年七月

住友修史室報

第七号

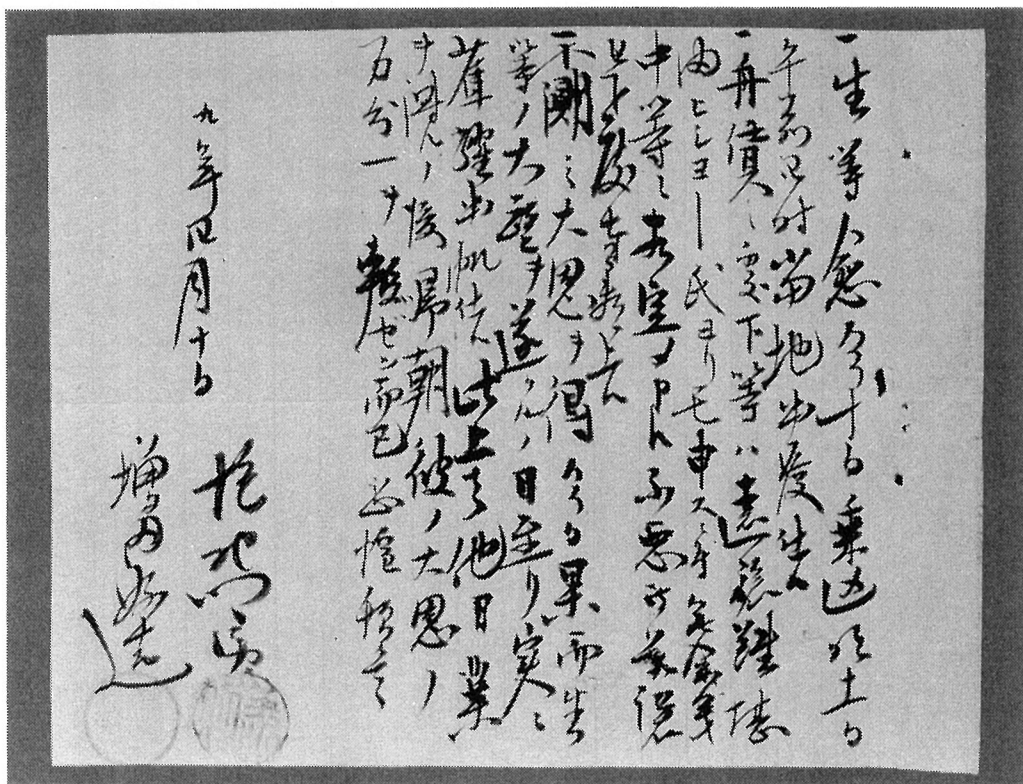


長堀茂左衛門町の「町式目」 (文化2年)



明治24~25年ごろの塩野門之助

(全身写真は『古河市兵衛翁伝』挿絵より作成)



明治9年4月10日付 塩野門之助・増田好造書状

目次

鰻谷の住友家と長堀茂左衛門町の「町式目」	宮本又次	1
塩野門之助フランス留学時の書簡について	川崎英太郎	27
鈴江幸太郎氏を悼む		42
後記		44
口絵 長堀茂左衛門町の「町式目」・塩野門之助とその書簡		

鰻谷の住友家と長堀茂左衛門町の「町式目」

宮 本 又 次

目 次

- 一 島之内の沿革と鰻谷
三津寺村について 三津寺町の町場化 ふしみ川としゅんさいばし
惣年寄と安井家と地子免除 長堀川と橋 鰻谷 鰻谷と住友家
- 二 長堀茂左衛門町の「町式目」

一 島之内の沿革と鰻谷

三津寺村について 大坂及びその付近の検地は天正十一年（一五八三）七月、秀吉入城後まもなく行われたようで、

『大阪市史』では、その後また文禄三年（一五九四）及び四年にも行われたようである。

また秀吉のころ大坂市街の総石高は「古町五千石」とあるが、これは船場・下船場と天満の一部と思われ、まだ島之内の地区は村落で、農村的であったらしい。下船場は西船場ともいい、船場の西、お城を上にして、西にあるから下船場であり、船場の西で、西船場である。秀吉は上記の地区を城下町として町割りをなし、天正の検地で若干の地

子を徴収し、天正十九年これの免除を行い、そして文禄期以降にまた検地して、古町五千石の請高をさせたものらしい。

そして「欠郡三津寺村」(のちの島之内にあたる)は市街地にまだなれないまま、慶長十四年(一六〇九)九月に検地が行われた。「摂州欠郡三津寺村御検地帳」がそれで、これは片桐且元によるものである。これによると、石盛は上畠で、反当一石三斗、屋敷も一石三斗である。三津寺村の外からの入作者は二七人で、屋敷も登録していない。三津寺村の登録人数は五二人で、屋敷筆数は三六筆で、屋敷持登録人は寺一筆を除いて二八人である。庄屋屋敷は寺屋敷と共に御免給で、年貢赦免である。庄屋新介がそれである。土地は上畠と屋敷だけしかない。そして平均して一人一反の割合の零細地をもつにすぎず、紺屋と肩書をもつ登録人が六人もいる。

慶長三年に天満堀川、文禄三年以降慶長五年以前に大坂新堀(のちの東横堀)、慶長五年以前に西横堀川とその分流の阿波座堀川が開通し、慶長十七年には南堀(道頓堀)も工事に着手、元和元年(一六一五)に完成している(『大阪市史』第二)。このため三津寺村も南堀着手で、次第に町場化したと思われる。当時古妻・久宝寺その他にすでに綿作や木綿織が興っていたし、それに対応して、このあたりに紺屋も多くなったらしい。このころの三津寺村の農民の動向や状態については、中部よし子氏の「近世初期の都市検地と町民支配」(『歴史学研究』三五八号、のち宮本又次編『上方の研究』第二巻と中部よし子『近世都市社会経済史研究』に収録)に詳しい。

このころの三津寺村は一つの村としてあり、いまの心齋橋筋の東の玉屋町、大宝寺町中之丁あたりを東限とし、西限は今の阪神高速道路のあたり、南限は道頓堀川筋、九郎右衛門町、北限は長堀をこえて、安堂寺町筋あたりまでであったという。

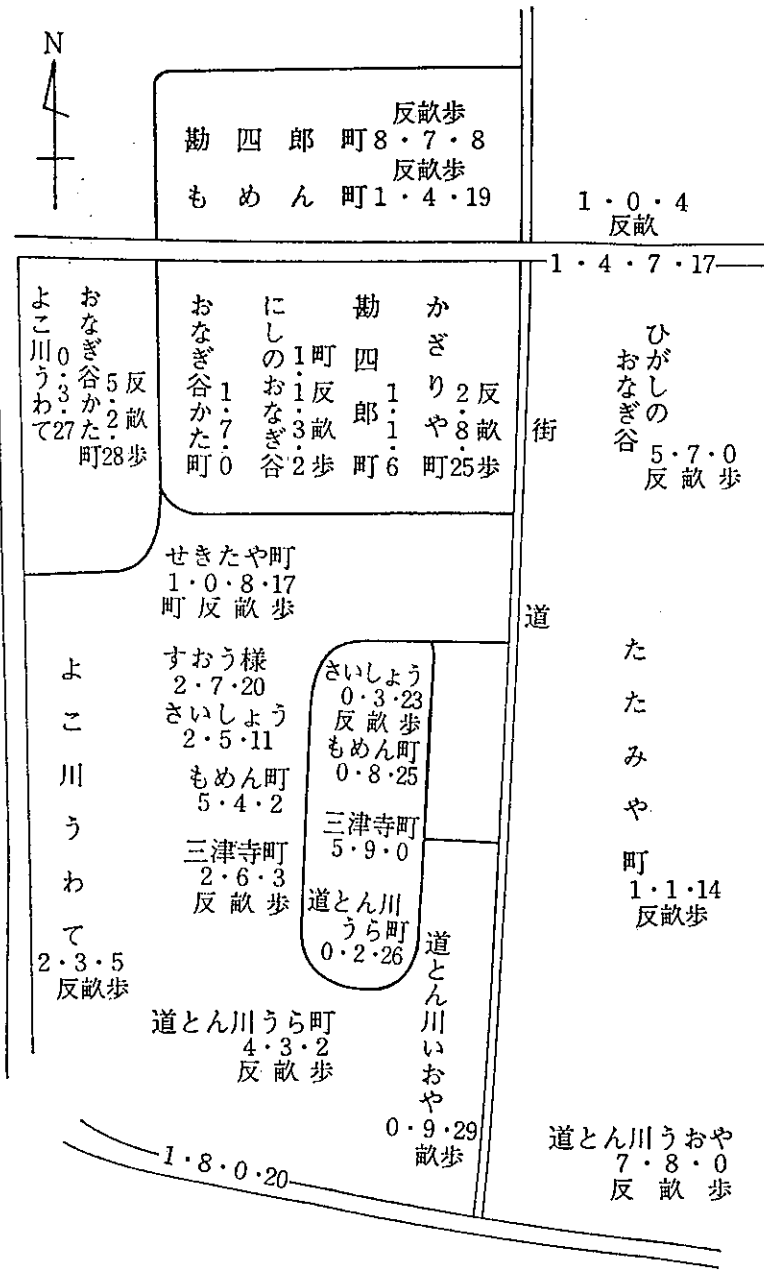
三津寺村の町場化

大坂の陣にて大坂市街地は荒廢し、このあたりも、その町場化は一時止つたらしい。大坂落城後、一時大坂の城主となつた松平忠明は大坂の復興に努力し、元和二年・三年（一六一六・一七）に旧市街地の町割りをなし、水帳を制定して、各町に作らせたが、三津寺村ではまだ出来なかつたようである。一応土地を公儀に召上げられ、あらたに貢租地として元の持地を用益したらしい。三津寺村の「元和元年檢地帳うつし」があるが、惣畠屋敷面積は九町二反六畝、分米一二一石六斗七升である。

元和五年松平忠明は郡山に転封となり、大坂は天領となつたが、大坂城普請もあつて、復興ブームが続ぎ、元和五年九月任命の大坂東町奉行久貝正俊・西町奉行島田直時らによって、大坂の繁榮策が打ち出される。三津寺村の農地で、道頓堀川になつてしまつた所も少くないのである。

元和五年に「大坂市中所々在之候阿波座村、三ツ寺村、上難波村、敷津村、渡辺村、津村之墓所へ、以来下難波村墓所へ、千日寺聖ともに巷ヶ所ニ葬之、^(寄カ)右五ヶ所之墓ハ取払候様被仰付」と「大坂濫觴一件」に出ている（『大阪市史』第五）。三津寺村もさびしい在所であつた。また同書には「元和五年未年九月、北舟場・南舟場之外、津村・敷津村・阿波座村・上難波村・南渡辺村・三ツ寺村・西高津村・川崎村・天満村・中之島・九条村・寺嶋・勘介嶋等丁家不殘出来申候」とあるように、次第に町場化は進んだであろう。

藤井富太郎氏の考証によると、三津寺村の中央を南北に走る街道以西は、慶長十四年には、水のうち、やまの内、かいどう、にしうら、やしき地に分けられた字名があるが、街道以東は全部畠とあるだけで、字名があつたか、なかつたか判らない。この街道は三津寺村を東西に二分するだけではなく、知行地を南北に走る道で、ただ一本しかない。



第1図 島之内(旧三津寺村)の図(元和6年)

この街道は恐らく今の心齋橋筋だろうと藤井氏は推定されている。

次に元和六年十一月二十八日付の「三津寺島やしきニ成申候帳」を見ると、急激に町場化しており、三津寺村の形態はなくなって、行政単位も以来町として切りかわっている(大阪市立中央図書館寄託御津八幡宮文書、中部氏前掲論文参照)。これによると主馬様御代官分すなわち天領分と、石清水八幡宮の神官甲斐守様分という知行地とからなり、前者は三町七反余、後者は九町二反六畝二八歩となっている。元和元年の検地帳にある惣畠屋敷面積九町二反六畝がその

まま甲斐守知行地になったらしい。

藤井富太郎氏の考証によって、このときの地名を現在の町名に合すと次の如くなる。また同氏の図示を借用して第1図に示す。

おなぎだに（鰻谷）・道とん川うおや町（久左衛門町）・道とん川うら町（三津寺町の南東隅）・よこ川うわて（炭屋町）・せきたや町（周防町）・すおう様（同上）・もめん町（八幡町）・勘四郎町（安堂寺町筋）・かざりや町（心齋橋筋北部）・たみや町（豊屋町及びその東辺）・さいしやう（斎場・みそぎ場・八幡宮みそぎ場）。これ以後三津寺の名は、一町一反七畝二〇歩・分米高一五石二斗九升七合の三津寺町にのみ残る。

ふしみ川としゅんさいばし　三津寺村を南北に通る街道は北するとふしみ川（長堀川）を越えて、旧大坂の町にも続いているし、道頓堀川を超えると住吉の方にも連なっていたと思われる。この街道を進んで、ふしみ川を北方に渡るためには、相当早くから橋があつたに相違ない。

この川は川幅二間ないし二間半と狭く、流れも早く、水量も豊かであつたらしい。それに架けられた橋の名前は判っていない。元和七年（一六二一）ごろになって長堀川が掘立てられ、拡張した。長堀川の完成は元和八年（浪華長堀心齋橋記）のこととされており、伏見の町人三栖清兵衛・池田屋次郎兵衛・伊丹屋次郎兵衛・伊丹屋平右衛門・岡田心齋が開削にあつたことになっている。この岡田心齋が心齋橋を架けたという。しかしこの伏見の四町人は当時の有力者であつたらしく、それに敢て付会したものかも知れない。この岡田心齋のことは、昭和十年ごろ北炭屋町の竹の皮屋で、郷土史家でもあり、巨大な土地屋敷持であつた田中吉太郎（居庸）氏がその法要を営まれたことがあるが、心齋

橋の名は、明暦三年（一六五七）の「新板大坂之図」では「志ゆんさいばし」となっている。当時長堀川にはそれと太右衛門ばし、長堀ばし、中ばし、さのやばしが架かっている。佐野屋橋は筑前甘木の佐野弥平（弥兵衛）が幕末に架けたことになっているが、明暦の地図に「さのやばし」があるので、それとの関係が明確でない。元禄元年（一六八八）の地図にも「さのやばし」とある。これと同様のことが、心齋橋についてもいえるであろう。「志ゆんさいばし」と心齋橋とは普通ではあるが、やはりちがっているようにも思われる。「志ゆんさいばし」が、あるいは「しんさいばし」にすりかわったものかも知れない。

元和六年には、例えば勘四郎町は反当り分米高一石三斗余、三津寺町の分米高は一石三斗余である。元和元年の検地の分米高は、反当り一石三斗一升三合だから、あまり変っていない。それに町場化した以上、地子銀・町役銀もかかったろうが、何分場末のことゆえ安いもので、よい土地とは思えない。そこで勘四郎町（安堂寺橋通佐野屋橋筋以西）は、早くも寛永三年（一六二六）以前から芝居町になっていた。下難波領（九郎右衛門町の裏、難波新地）にも遊所が置かれていた。皆土地繁栄策に出たものだろう。しかも新たに開削された道頓堀周辺や三津寺付近は新開の町場としての寂しかったに相違ない。そこで新たに惣年寄になった安井九兵衛は、勘四郎町の芝居町を道頓堀に移すことにした。

惣年寄と安井家と地子免除

惣年寄になったものには徳川方に味方したり、土地を開発した草分け的なものが多

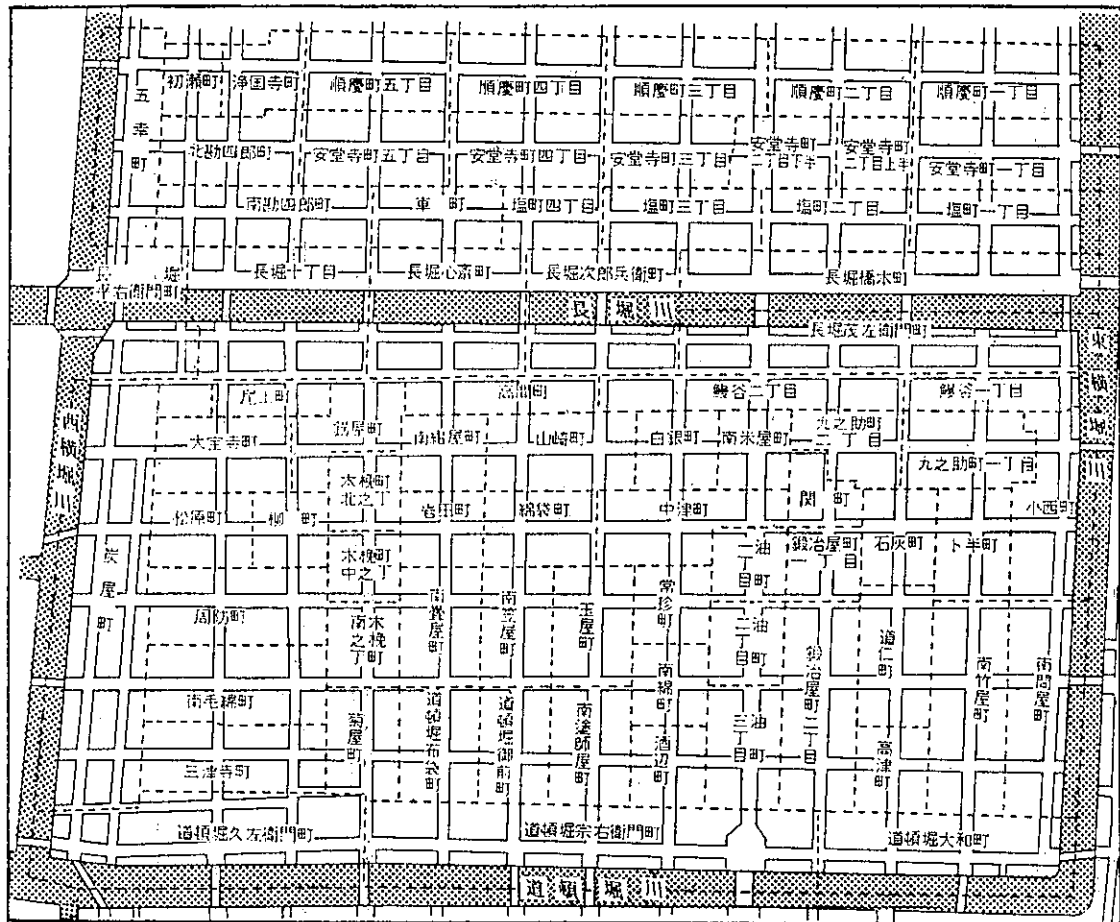
いが、地子銀未進の分を取替上納したりしていた。しかもこれの負担は重かったろうし、寛永十一年（一六三四）の家光上洛のとき、地子銀免除の運動を起して許可をとる。しかし寛永十一年以前はもちろん、その後も市内の空地や新開地の町場には、年貢が掛かっていた。

このとき屋敷地に町屋を建てて、町役・公役を勤める本町人には地子免除の特権を与えた。しかし屋敷地を持っても町屋を建てないでいる空屋敷や、町屋を建てて借家とするには採算のとれぬ不繁昌地の地子や年貢はやはりとっていた。そして年貢や地子を未進にすると、屋敷地も島地も収公された。それで安井九兵衛や木津勘助・平野徳寿などの豪商・豪農は、土地を拝領して町家を建てるようになる。また土地を分譲する。しかし寛永度の地子免除の特典をうけた本町人に比べると、地子年貢と町役・公役の二重負担があつて、平等でないので、慶安・万治（一六四八～一六六〇）になると新興の家持町人も地子銀赦免の運動をおこし、これも万治三年（一六六〇）になって無年貢地になる。

長堀川と橋

長堀川は『大阪市史』その他では寛永二年（一六二五）の開発といわれて、これが定説になっているが、西横堀以西はもっと早くよりあつたものと思われる。完成すると東横堀川より分流し、道頓堀川と並行し、木津川に注ぐものとなった。三津の長川、長狭川、伏見川といったものが、そのもともかも知れない。あるいは長溝川といったものかも知れぬ。南堀川（道頓堀）の竣工は元和元年（一六一五）十一月といわれ、それより遅れること一〇年であつた。しかし前述の慶長十四年九月・元和元年九月の三津寺村の検地帳に、すでに長堀川は「ふしみ川」として出てくるから、すでになんらかの水流があつたものである。藤井富太郎氏の『み津』なる研究書は、元和七年ごろに出来たものと推定している。『大阪市史』は、長さ二二町二二間半、幅上流二五間・下流二四間半ありとしている（「地方役手鑑」・「手鑑」）。また「心齋系譜」によると、「上下二十七町、横幅七十五間申請、川幅二十五間堀立之」とある。

牧村史陽・木下徹郎氏らによって発見された「浪華長堀心齋橋記」・「心齋系譜」・「撰津浪花長堀心齋町住美濃屋心齋念持仏由来記」などによると、「元和八年壬戌、長堀成就セシム、此時伏見ノ町人三栖清兵衛、池田屋次郎兵衛、



第2図 島之内の市街図（『大阪の町名』369頁より転載）

伊丹屋平右衛門、心齋ト、長堀上下二十七町、
 横幅七十五間申請、川幅二十五間之ヲ掘立テ、
 両側ニ町家ヲ造ル、爾来爰ニ住シ、橋ヲ取立テ
 テ之ニ名ヅク、当町又同断」とある。また富田
 屋四郎兵衛も関係していた。しかしこの長堀川
 も、これらの四名が自費をもって掘ったもので
 はなく、公費をもって開削費をまかなったと考
 えられる（『み津』）。

岡田新三（心齋）は氏家志摩守の子孫で、大坂
 の陣のとき伏見にあって、徳川方のために兵糧
 の調達などに働き、その功によって大坂に來り、
 道頓堀の北方に東堀から西へ、海に通ずる新堀
 を造ることを思いたち、上願して許されたもの
 らしい。富田・池田・伊丹・三栖も伏見から來
 たものらしい。

岡田心齋は寛永十六年（一六三九）九月五日に
 六五歳で没した。この家はのち美濃屋甚右衛門



第2図 島之内の市街図（『大阪の町名』369頁より転載）

伊丹屋平右衛門、心齋ト、長堀上下二十七町、
 横幅七十五間申請、川幅二十五間之ヲ堀立テ、
 両側ニ町家ヲ造ル、爾来爰ニ住シ、橋ヲ取立テ
 テ之ニ名ヅク、当町又同断」とある。また富田
 屋四郎兵衛も関係していた。しかしこの長堀川
 も、これらの四名が自費をもって掘ったもので
 はなく、公費をもって開削費をまかされたと考
 えられる（『み津』）。

岡田新三（心齋）は氏家志摩守の子孫で、大坂
 の陣のとき伏見にあって、徳川方のために兵糧
 の調達などに働き、その功によって大坂に來り、
 道頓堀の北方に東堀から西へ、海に通ずる新堀
 を造ることを思いたち、上願して許されたもの
 らしい。富田・池田・伊丹・三栖も伏見から來
 たものらしい。

岡田心齋は寛永十六年（一六三九）九月五日に
 六五歳で没した。この家はのち美濃屋甚右衛門

のものとなつたらしい。心齋橋より西側の町年寄に三栖清兵衛がおり、心齋橋より東側の年寄に、みのや甚右衛門があつた。

なおこの土木工事にはかつての説では、回船問屋穴喰屋次郎右衛門が関係したともいい、末吉家がスポンサーになつたのではないかとの推定もなされていた。末吉孫左衛門は大坂にも屋敷をもつていた。末吉孫左衛門町にあつたもので、孫左衛門は通行人の便をはかるために東横堀川に孫左衛門橋を架け、これが末吉橋となつた。貞享三年(一六八六) 正月に、その屋敷を道修町一丁目の川崎屋源兵衛に売却した。

明暦三年(一六五七)の地図には長堀川東端に太右衛門橋があるが、いまの竹屋町筋に架かり、道頓堀の大和橋と直線に連絡していたが、元禄ごろには廃せられた。

元禄時代以降の長堀川に架かる橋を、南北の街路との関係で示すと次のとおりである(東から西へ)。

東横堀筋

安綿橋

箒屋町筋(竹屋町筋)

(なし)

板屋橋一丁目筋

新橋(板屋橋・茂左衛門橋)

八百屋町筋

(なし)

堺筋

長堀橋

難波橋筋

藤中橋(明治四十一年架橋)

中橋筋

中橋

三休橋筋

三休橋

井池筋 (なし)

心齋橋筋 心齋橋

御堂筋 (なし)

御霊筋 佐野屋橋

渡辺筋 (なし)

西横堀筋 炭屋橋

安綿橋は長さ二一間半一尺・幅一間半五分、新橋(茂左衛門橋)は長さ一八間一尺七寸・幅一間三尺一寸、中橋は長さ一八間五寸・幅二間、三休橋は長さ一七間三尺・幅二間、心齋橋は長さ一八間・幅二間一尺、佐野屋橋は長さ一七間半七寸五分・幅一間半二寸五分、炭屋橋は長さ二〇間半七寸五分・幅一間半二寸五分、吉野屋橋(西横堀川東端に架かる)は長さ二一間半二寸五分・幅一間半と、「米商旧記」に出ている。

鰻谷 慶長十四年(一六〇九)の三津寺村の検地帳にすでに「おなぎだに」と出ている。元和の町割りにて鰻谷となる。「摂陽奇観」にもあるように、船場の土地にも凸凹があり、所々に谷の如きものがあつたらしく、道修町も道修谷といったようだし、島之内でも鰻谷は谷間のような所であつたらう。元来島が海底の隆起で、水上に出て来たのが船場であり、島之内であるから、この間にあつた水面も縮まったにしても、あちこちになお水溜りや水流があつた。芦池・井池・菖蒲池の如くである。

西成郡長溝庄と古くはいわれたが、この長溝川が長堀となつたに違いない。長溝の池には鰻もいたであらう。こう

して「おなぎだに」になり、鰻谷となる。

明暦三年（一六五七）三月の日付のある「新板大坂之図」では、長堀から南へ二つ目の通りが、東横堀から西横堀へかけて、鰻谷の一丁目から十一丁目となっている。しかしこれは町名か俗称か明らかでなく、明暦元年以後に制定された水帳では、鰻谷通りの南側のみについて、鰻谷一丁目・二丁目町名となったにすぎない。すなわち東横堀川から新橋（板屋橋）筋までが鰻谷一丁目、さらに西は中橋筋までが鰻谷二丁目、中橋筋より西へ井池筋と心齋橋筋との中間までが鰻谷七丁目（延宝八年高間町と改称）となった。また鰻谷通りの北側、浜側は東横堀から難波橋筋までは長堀茂左衛門町となった。『大阪府全志』によれば、もと誉田屋町・宗円町・茂左衛門町が合わされて長堀茂左衛門町になったという。その名は同町の町年寄奈良屋茂左衛門に由来する。難波橋筋から三休橋筋の間の鰻谷通りの北側と長堀の川向う末吉橋通りの北側とが長堀次郎兵衛町、同じく三休橋筋から心齋橋筋までの間が長堀心齋町となっている。

鰻谷と住友家

長堀東端に安綿橋があり、長堀と東横堀の二つの河川が丁字型になったあたりは川幅も広く、水量も豊かであったので、大きな荷船や剣先船がらくに航行でき、水都の面目を躍如たらしめた佳景の地区であった。安綿橋の南詰、島之内側の東北の一角に、住友家の純日本風建築の本邸があった。同家の友以が京都から大坂に移ったのは元和九年（一六二三）又は寛永元年（一六二四）のことで、初めは出張所ぐらいであったが、次第に基礎が固まり、寛永七年に移って来た。つまり京都三条孫橋町（三条大橋東詰北へはいる）から、大坂の淡路町一丁目北西の角に移ったのである。また内淡路町にも吹所（精錬所）を設けた。当時大坂の銅吹業は、まだそれほど盛んでなく、大坂屋、大塚屋、丸銅屋など数軒が、東西横堀・長堀・道頓堀などの水運の至便な所で営んでいた。

友以の父寿齋は、かねて大坂の銅吹業者に南蛮吹の秘法を伝授していた関係もあって、友以の大坂における活動は有利となつたらしく、次第に榮え、内淡路町の吹所のほか、長堀・鰻谷及び京都にも設けた。そして友芳のとき、本宅を淡路町から長堀茂左衛門町に移した。

長堀茂左衛門町の吹所の場所は、寛永十三年（一六三六）十二月十七日、友以が「長堀南側壱丁目東角、表貳拾五間半・裏へハ町なミ、北東ハ堀川」の地を購入したのに始まり、次いでその西隣を買い増し、貞享五年（元禄元年、一六八八）正月にはさらにその西隣、箒屋町筋までを加え、また南側の鰻谷一丁目・九之助町一丁目を始め、近辺の家屋敷を逐次入手している。淡路町一丁目の本宅をここに移したのは別子開坑の前年元禄三年であった。「浪華百事談」には「旧より宅地今と同様にて壱丁四方なり、されど近年修營なせし以前も、長堀の河岸に対す、表はすべて格子造りにて、東堀の方鰻谷などは高塀を造りたり」とある。かつて住友邸の浜先に掘抜き井戸があつて、有名であつた。

わが国第一の吹所として遠近に知られ、紅毛人の大坂を過ぐるものは大抵ここに来觀し、老中・城代・両町奉行・長崎奉行もしばしば巡見した。ことにシーボルトも来ており、文政九年（一八二六）五月六日「紅毛人入来之控」にこれが見られる。明治元年（一八六八）に幕府が瓦解すると、住友では操業の統合を図り、これを別子山麓立川村に移したが、それまではわが国最大の吹所であつた。明治六年に従来表方と呼称した本店を富島町に移したので、吹所移転後はその一廓は純然たる居宅となり、ついで大正四年、家長友純が茶白山に本邸を新築、移転するまで、本家としてあつた。このあたりは樹木が多く、いわゆる「住友の浜」として、静かな一廓であつた。長堀橋の東の方、板屋橋から安綿橋付近をいった。

このあたりの住友の土地取得については次の如くなつてゐる。長堀茂左衛門町の東横堀筋から箒屋町筋に至る居

宅・吹所は、前に述べたように、寛永十三年から元禄元年にかけて、三次にわたって取得した場所で、享保の蝗害救恤の功に対する褒賞として同十九年（一七三四）、諸役を免除された。元文四年（一七三九）には同町の堺筋東北角を入手した。鰻谷一丁目のうち、鰻谷通りを隔てて居宅と相對する区画は、その一部は正保ごろすでに入手し、幕末までに順次全部を取得した。鰻谷一丁目と背中合せの九之助町一丁目でも、合せて六カ所ほどを幕末までに入手、ほかに一時所有したものもある。

またこの近辺には分家の所持屋敷もあった。本稿で紹介する住友修史室架蔵の長堀茂左衛門町「町式目」（文化二年、一八〇五）の末尾署名者（家持）のうち、泉屋理兵衛・同理助は住友の分家、また年寄泉屋良右衛門も分家である。

二 長堀茂左衛門町の「町式目」

町内式目は、町中式目・町内定目録・町定帳・式法帳・式目帳などといろいろにいわれ、一定していない。長堀茂左衛門町では「町式目」と題されている。狭義においては「町儀」の祝儀銀出銀のことを規定したものであるが、広義においては町中の申合せをも含んでいる。

町儀とは、町中に起る家屋敷の売買譲与・養子・縁組・元服・代判・家守などの場合であるが、その当人は町中に、帳切銀・顔見世銀・祝儀銀・振舞料を出すのが慣わしであった。茂左衛門町の町式目は、この意味における町内式目に当る。

帳切銀は大体ずっと二十分の一になっていたが、その他の祝儀銀の出銀は一定していなかった。そこでその額を一定しておく方がお互いに便利なので作ったのが、この町内式目であろう。南米屋町の「丁中式目帳」（寛保元年、一七

四二) が、『大阪市史』に掲出されている(第五、二二三～二二三頁)。「丁中ハ相互ニ睦敷万事助合可申事ニ候へハ、諸祝儀出銀等心易ク定置候事」とあるので、その作成の眼目がおかる。南米屋町では明和二年(一七六五)に「丁中追式目」をも定めている。

しかし広義においては「炭屋町式目」の如く、町中の申合せをも、町内式目中に包含せしめているものもあり、例えば同業の制限やある種の渡世の禁止、用水の水の汲溜や月次判形の励行など、町内の安寧と平和とを保持するための配慮から、町中の禁約をも含んでいることがある。

また最広義では、勘定仕法までも収録していることがある。しかしそれらは、町内式目と勘定仕法とを併冊しているものと見るのが穏当である。その大抵は扉に勘定仕法と一紙を入れているのでわかる(「本堺町丁内定目録」の如くである)。「町内式目の意義については、『南区志』が詳しい。」

「年中勘定仕法立」については『大阪市史』に、南米屋町のもの(文政七年、一八二四)が挙げられている(第五、二二九～二三九頁)。また文化七年(一八一〇)の北組京橋四丁目の「年中町内諸入用控」、文政八年の京橋三・四丁目の「年中勘定仕法立」が、『東区史』に挙げられている(第二巻、二三八～二四一頁、二四三～二四六頁)。

町内式目や町中申合せや勘定仕法は、町年寄が町政を執る際の規範であるが、各町内は必ずしも同一ではなかった。安政三年(一八五六)の京橋三丁目の「町中申定書」が『東区史』(第二巻、三二～三六頁)、また寛政十三年(享和元年、一八〇二)の道頓堀立慶町の「町内式目定」が『南区志』(七九～八九頁)に挙げられているから、参照されたい。

次に長堀茂左衛門町の「町式目」の全文を掲出しておこう。

〔表紙〕
町式目

長堀茂左衛門町

定

一家買請

一家買請顔見世

一家買会所入

譲り

婚礼

但後妾向之節者蒸物計

養子

但再縁者蒸物計

元服

但嫡子計

一他町持掛屋敷之丁内引越振舞

一他町持譲り顔見世

一他町持丁人名前替り

一代判付・代判替り

式拾歩一出銀

但老役ニ付
金五百疋

右同断
金貳百疋

右同断
銀壹枚

役ニ不抱
銀壹枚

右同断
同壹枚

右同断
同壹枚

右同断
同五兩

右同断
同五兩

右同断
金壹兩

老役ニ付
同壹兩

役ニ不抱
銀五兩

右同断
同三兩

右同断
同三兩

一家守附・家守替り

右同断

同三両

一他町持譲り

右同断

同三枚

一家買請之節会所ニ而町人中振舞

右同断

銀五枚

一右同断居町人振舞

役ニ不抱

銀式枚

一他町持養子・婚礼・元服等之出銀無之事

一養子致、直婚礼之節者、婚礼祝義計、養子之祝儀ニ不及申事

一泉屋吉次郎殿居宅屋敷、諸役御赦免ニ付、譲り・養子・婚礼・元服有之節者、丁人中江顔見世并振舞等有之事、

但右割方、丁人中・家守中不残割付候事、尤出銀者夫々先格ヲ取計可仕候、并町役人者江諸祝義右准候事

一他町持居丁人ハ何ニ不寄町役人江膳料被遣候事

一銀式匁 丁代江

一同式匁 妻江

一同式匁、 下役式人江

一同式匁ツ、 髮結式人江

メ

一居町人中家買請有之候ハ、諸出銀并町役人江祝義半減之事、但式拾歩一者用捨無之事

一銀老両三宛 座頭仲間・人形舞仲間・猿引仲間メ三ヶ所

一同式匁三宛 右会所取次江

右都而何之祝儀ニ不寄、被遣候事、但座頭仲間者無祝儀ニ而も、右銀壹兩壹ツ・同弍匁壹ツ被遣候事

一 銀三匁 南組水帳懸り惣代江祝儀

一 同壹匁弍ツ 同若キ者者江弍人江右同断

右者水帳張紙祝儀、何ニ不寄張紙度毎被遣候事

家買請諸祝儀

壹役ニ付

一 金子弍兩 御年寄江御祝儀

同断 一 銀子五兩 御同人江肴料

同断 一 金子壹兩 町代江祝儀

同断 一 銀子弍兩 同人江肴料

同断 一 銀子三兩 同人妻江同断

同断 一 銀子弍兩 同人親江同断

同断 一 銀子三兩 下役弍人江同断

同断 一 銀子三匁 同人女房へ同断

同断 一 金子百疋ツ、 髮結弍人江同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

但右銀高四拾九貫九百目迄義定也、五拾貫目以上者右之倍增ニ而、御出銀可有之事、尤居町人候共、右之通也、尚居町人新規ニ家買請之節者、出銀右准半減相成候事

代判付并代判替り諸祝儀

壹役ニ付

一銀子六匁

御年寄江祝義

役ニ不抱

一銀□匁

右同人肴料

壹役ニ付

一同三匁

丁代江右同断

同断

一同壹匁五分ツ、

下役式人江右同断

家守付・家守替り諸祝義

壹役ニ付

一銀子六匁

御年寄江御祝義

役ニ不抱

一銀子六匁

御同人江肴料

壹役ニ付

一同三匁

丁代江祝義

同断

一同壹匁五分ツ、

下役式人右同断

譲り請祝儀

壹役ニ付

一金子百疋

御年寄江御祝義

同断

一同南鐐壹片

丁代江祝義

同断

一同銀三匁

同人妻江同断

同断
 一同三匁ツ、
 同断
 一同老匁五分ツ、
 同断
 一同式匁ツ、
 下役式人江同断
 同人女房へ同断
 髮結式人江同断

嫡子元服諸祝儀

老役ニ付
 一金子百疋
 御年寄江御祝義

同断
 一南鐐卷片
 丁代江祝義

同断
 一銀三匁
 同人妻江右同断

同断
 一同三匁ツ、
 下役式人右同断

同断
 一同老匁五分ツ、
 同人女房江右同断

一同式匁ツ、
 髮結式人江右同断

婚礼諸祝儀

役ニ不抱 樽肴料
 一銀子五兩
 御年寄江御祝義

同断
 一同 拾匁
 丁代祝義

同断
 一同 六匁
 同人妻へ右同断

一同 五匁ツ、
 下役式人江右同断

一同 式匁ッ、
同人女房江右同断
一同 三匁ッ、
髪結式人右同断

養子諸祝儀

役ニ不抱 樽肴料
一金子百疋
御年寄江御祝義

一南鐙老片
丁代江右同断

一銀三匁
同人妻江右同断

一銀三匁ッ、
下役式人江右同断

一同老匁五分ッ、
同人女房へ右同断

一同式匁ッ、
髪結式人江右同断

他町持譲り諸祝儀

壹役ニ付
一銀子拾匁
御年寄江御祝義

役ニ不抱
一同 拾匁
御同人江肴料

壹役ニ付
一同 式兩
丁代江祝義

同断
一同 老兩
同人妻江右同断

同断
一同 老兩ッ、
下役式人江右同断

同断
一同 式匁ツ、
同人女房へ右同断
一同 三匁ツ、
髪結式人右同断

他町持引越諸祝儀

役三不抱
一金子百疋
御年寄江御祝義

同断
一南鐐壹片
丁代江祝義

同断
一銀子三匁ツ、
下役式人江右同断

同断
一同 壹匁五分ツ、
髪結式人江右同断

一銀百五拾目宛
御年寄江袴摺料、半年分百五拾目ツ、一ケ年兩度也、丁人中

一同壹枚宛
御同人年頭・七夕銀壹枚ツ、御祝義、右同断

一同式兩宛
丁代江右同断式兩ツ、祝義、一ケ年兩度也、右同断

一同式匁宛
下役式人江右同断、同断

一同壹匁宛
髪結式人江右同断、同断

一銀壹匁三分ツ、
丁代江扶持銀分

一同八拾四匁ツ、
庄兵衛江扶持銀分

式ヶ月分三
一 同九拾四匁ツ、

長兵衛江扶持銀分

一 銀貳百目 但役割
町内ニ捨子有之節養育料、惣丁人中ハ八歩出銀、貳歩家主ハ出銀之事

但捨子貰請人有之候ハ、其所之家主ハ何不寄諸入用口々出銀世話有之事

一 丁内ニ而喧嘩口論等ニ而疵付候歟、又者行倒候者有之者、其所之家主ハ貳歩通諸入用出銀、残八歩通惣丁人中
ハ出銀之事

一 一年分銀子取替番、半季替り順々相廻り申候事、普請其外諸買物高下ニ無之様、相糺可申之事

一 右之取替番不相廻分、下地每晚油ヲ計、会所・番所江相渡来り候処、銘々商買方差支ニ相成候故、当時会所江
申付候事、并垣外番納屋下廻り、蠟燭相渡候事も右同断、但右油番銘々為其替、毎月老兩度ツ、丁内中用水溜
水見廻り候事、并浜先掃除立会、見廻り候事

一 丁内借屋人丁内ニ而家買請被申候節者、諸色他町ハ賣請同断之事 (買カ)

一 丁内売家屋敷在之節者、買主年寄ハ得と吟味之上、丁内中江一統相談之上相極可申候事

一 名前人子譲り候後、若其子病死、又者身持不埒ニて、無是非親江譲り戻候節者、丁内江出銀用捨可致事

一 諸出銀割方之義、年寄・月行司立会、割方可可事 (致カ)

一 安綿橋入用割方銀者、箒屋町筋西角屋敷ハ出銀之事先格之通り、但泉屋吉次郎殿諸役御赦免屋敷ニ付、相除申
候事、取替番右同断

一 新橋入用割方銀、南詰・北詰東西拾間之間、六歩割方、東者泉屋理助殿屋敷ハ、西者鍛冶屋町筋東角屋敷迄、

東西拾間之間六步之割、残り屋敷者四步之割、先格也、右入用取替銀者、橋詰東西角屋敷を取替候事

一長堀橋入用銀者、鍛冶屋町筋を西江難波橋東面迄、但間割、但入用取替銀者惣役割割ニ而右同断

文化二乙丑年二月

小堀屋弥三郎印
泉屋理助家守

近江屋伊兵衛印

蒲嶋屋次郎吉印

奈良屋宇兵衛印

大和屋やさ

代判庄三郎印

増屋利兵衛印

泉屋理助印

泉屋平兵衛印

河内屋勘兵衛印

泉屋理助家守
泉屋政八印

大黒屋利兵衛印

錢屋弥助家守
錢屋利助印

泉屋理兵衛家守
泉屋半蔵印
佐良屋民吉家守
佐良屋勘兵衛印
上村屋吉三郎家守
河内屋弥兵衛印
年寄
泉屋良右衛門印

家買請の場合の二十分一出銀はもちろん、家買請顔見世、家買会所入、諸出銀、町役人への祝儀を規定し、代判付・代判替り諸祝儀、家守付・家守替り諸祝儀、譲り諸祝儀、嫡子元服諸祝儀、婚礼諸祝儀、養子諸祝儀、他町持譲り諸祝儀、他町持引越諸祝儀について、逐一規定している。

それらは大体一役につきいくらと掛かっている。大坂の町人は公役・町役を負担した。公役は町奉行及び惣会所に關係した費用であり、町役は一町限りの費用である。大坂の町人として納めるのが公役、その町の町人として納めるのが町役である。大坂は寛永十一年（一六三四）から地子銀すなわち年貢免除になったが、公役と町役とが掛かり、それは「役」について掛かった。三郷二万役というが、大体の見当で、時代によって多少変わった。例えば正徳年間（二七一一〜一五）一九、四五三役八分五厘五毛、天明七年（一七八七）二一、〇五七役四分八毛七弗であった。

古くは一軒を一役と定めていたが、自然に家には分合がある。明暦の水帳奥書に、「広き間口の者切候て売申候もの、又は子供に分候て遣候分は家数に罷成、役も多罷成候、或は狭き間口のもの買添、何軒も一軒に仕候分者、家数不足仕候得共、役数の分は一軒に成候ても何軒役と仕、少もへらし不申候」とあるから、家を分けるときには、家数と同時に役数を増し、家を合するときには、家数は減っても役数は減らなかつたらしい。三郷全体をもって役数幾許

と定め、これで必要の支出高を割り、一役につき銀何程と極めたものである。また「無役」というのはこの割当てから除外された分で、大体一、九〇〇役あった。

大坂では公役を負担したが、これは御用人足賃ともいわれた。公役には役掛りと石掛りがあり、石掛りは無役屋敷も打込みにして石高に応じて割当てたが、石掛りでも割当てた銀高を實際に役高（無役屋敷の分を除いて）に応じて、町々で取立てたから、やはり役高が基準になっていた。

大坂の町役は純粹にその町の入用で、定式と臨時とがあつたが、その賦課法は役割り・顔割り・坪割り・間口割りの四種によつた。しかもやはり役割りが一番広く用いられた。顔割りは顔すなわち町人の頭数に割付けるものである。例えば町年寄に対する中元と歳暮とに出す祝儀銀は、町内の人から「顔割り」にて出した。下水道の設賃は、町内の坪に割当てて取立てた。「坪割り」である。「間口割り」は橋に関する費用の如き場合で、間口に割付けた。長堀茂左衛門町の町式目の場合、祝儀の割当ては大体一役につきいくらとあるのが多く、役に不抱かかわらずとあるのは少ない。

茂左衛門町で泉屋吉次郎居室屋敷（住友の居室・吹所のこと）は諸役御赦免になっており、譲り・養子・婚礼・元服のときには、町人中へ顔見世ならびに振舞などがあり、ただしその割方は町人中・家守中にのこらず割付けることになつていた。もっともその出銀はそれぞれ先格により取計いに行っている。町役人への諸祝儀も、それに準ずることになつていた。

大坂の橋は御公儀橋と町橋に分れていた。御公儀橋は一二で、それは幕府の方で普請・修繕をした。その他の橋はすべて町々で費用を出したものである。一番にその橋を利用する町を標準として率を決めた。それを「本掛り」といつた。それ以外は遠くなるに従つて「段落だんおち」にして、「本掛り」何段落と金額を下げつた。「本掛り」と「段落」

とをひっくり返して、橋の費用を出す町々を「橋掛り町」といった。ずっと遠いお町内からも「余内銀^{よないぎん}」を出してもらうこともあった。このように橋の費用を負担したが、これは間口割付けであった。

茂左衛門町は町橋の橋掛り町になっていた。安綿橋・新橋・長堀橋の三橋の負担であるが、その中、安綿橋の入用割方銀は、箒屋町筋西角屋敷より出銀することになっていた。しかし泉屋吉次郎宅は諸役御赦免屋敷であったから、入用銀も除かれていたし、取替銀も同様であった。

新橋の入用割方は、南詰・北詰東西一〇間の間は六歩割方であったが、東方は泉屋理助家屋敷より、西は鍛冶屋町筋東角屋敷まで、東西一〇間の間は六歩の割であり、残りの屋敷は四歩の割であった。この入用取替銀は、橋詰東西角屋敷から取替えることになっていた。長堀橋の入用銀は、鍛冶屋町筋より西へ難波橋東西まで、ただし間割り（間口割り）であった。しかも入用取替銀は惣役割りであった。

住友修史室にはなお天保十一年（一八四〇）五月の同町の「丁内式目帳」が架蔵されている。これには御触書の天明七年（一七八七）十一月十日、八年六月二十三日、同九月十四日の条を付記していて、この式目がそれに準拠していることを示している。この式目の詳細をここで紹介する余裕がないので、別の機会を待ちたい。

塩野門之助フランス留学時の書簡について

川崎 英 太 郎

塩野門之助は松江藩士の出身、本籍は島根県島根郡奥谷町（現在の松江市奥谷町）である。明治三年（一八七〇）藩校修道館で語学修行として、藩が静岡藩より招聘した二仏人ワレット（三六歳）・アレキサンドル（四〇歳）にフランス語を学んだ。^(註)住友が別子銅山近代化を進めるにつき、フランス人技師ルイ・ラロックを雇用したが、その通訳として住友に入った。ラロックが任期満ちて帰国するや、彼をたよって住友から塩野門之助・増田好造の二青年をフランスに留学させたのである。

(註) 桃裕行「松江藩の洋学と洋医学」(日本医史学雑誌別刷、昭和十七年)。

明治維新の大変革に当たり、別子銅山の近代化こそ住友の事業永続発展の基であった。広瀬宰平(住友初代総理事)は明治政府に申請、明治六年(一八七三)六月、政府御雇いフランス人鉱山技師コワニーの別子視察を受け、同八年五月には同じく御雇いイギリス人技師フレッシュヴィルの調査を請うている。そして明治六年、当時銅の取引があったフランスのリリエントール商会の斡旋によって、前述のフランス人技師ルイ・ラロックを雇用した。これは民間鉱業家としてはわが国最初のことであった。彼は翌七年三月より八年十二月に至る在任中、別子銅山近代化の診断設計書ともいふべき「別子銅山目論見書」を作成、誠実にその職責を果たした。広瀬は「ラロック氏は我が鉱業上大功ありて一

過なかりし人なり」とその功を認めつつも、リリエントール商会のラロック雇用継続を条件とした資本貸与・共同経営などの懇懇を謝絶、代りに傭員塩野門之助と増田好造の二人を採鉱冶金学修得のためにフランスに留学させることとした。広瀬は明治九年（一八七六）ラロックの帰国を追うように塩野等を派遣した。塩野と同道したいま一人の増田好造は既に鉱業につき一応の経験を積んだ傭員であった。採鉱冶金学習得の留学生として民間から派遣のものとしては最も早い時期に属するものであろう。彼等は誠実な技師ラロックをたよって明治九年四月勇躍旅立ったのである。その喜びと決意のほどが次の書簡に目に見えるようである。

一 生等愈今十日乗込、明十一日午前四時当地出發仕候

一 舟賃之処下等ハ遠旅難堪由ヒシヨ一氏ヨリモ申スニ付、無余義中等ニ相定メ申候、不悪御承諾被下度奉願上候
不測之大恩ヲ得、今日果而生等ノ大望ヲ遂クルノ日至リ、実ニ雀躍出帆仕候、此上ハ他日業ヲ得ルノ後帰朝、彼ノ大恩ノ万分一ヲ報ゼン而已、恐惶頓首

九年四月十日

塩野門之助（印）

増田好造（印）

塩野が几帳面でまた凝り性であったことは後年の奇行（註）にも伺えることである。彼は明治九年四月フランスへ旅立つが、これより約二年半の間の広瀬宰平宛の五〇通に及ぶ洋野紙にペンで細かに認めた書簡が残っていて、彼の姿を彷彿とさせるものがある。塩野は五年八カ月に亘る留学ののち帰国、明治前期の別子銅山の近代化に大きな貢献をするが、フランス留学時代のこれらの書簡は、彼の留学生活やラロックとの関係を知る興味深い資料でもある。以下これら書簡によって彼等の旅程・行動を追いつつ、併せて代表的書簡数通を紹介しよう。

帰国の上、滞留中の報告をすること。以上のようなものであった。この「規則」書も帰国のとき返納することになっている。

まず明治九年四月六日付の書簡で前日五日午後十一時に横浜に着いたことを報じている。

四月十九日付書簡 十一日早朝午前四時出帆、舟賃下等は遠旅堪え難いことが分り中等に直る。十八日午前八時半香港に着き、二十日出帆の予定とある。

六月一日付書簡 五月三十一日仏国「マルサイユ」港着、横浜出発後五一日。印度洋上機関故障修復のため大風大波の中に漂流、二十七日到着の予定が三十一日となるとある。六月一日「パリス府」向け出車。同日付書状に英国軍艦三〇艘・兵一万「ジブラルタル」・「マルト島」等に派遣、英女王印度女帝と号することを布告などの新聞記事の添書がある。

六月七日付書簡 三日無事「パリス府」に着く。四日蘭八(横浜外国人居留地八番館に支店をおいていたリエンタール商会のこと)の社長ヒッチに面会。叮嚀な取扱いを受ける。五日ラロックに面会。なお新聞によればトルコ廃帝四日自殺のよしとある。

六月十六日付書簡 増田のみ諸鉦山見学ののち(二カ月余ののち)帰国の予定となる。なお、この日付の書状に「ラロク氏誠ニ生ヲ為メニ心配致シ呉レ候間御序ノ節同氏へ御礼状可被下候」とある。

六月二十八日付書簡 二十三日蘭八より六月分給料受取る。三百五十七フラン(邦貨換算七十円)。同日付書状で増田は七月四日から五日ごろ「パリス府」出立、リヨン近辺の鉦山巡見、三十一日郵便船にて「マルサイユ」出港帰国の予定を報じている。

七月十二日付書簡 十日に増田帰国旅費並びに兩人鉦山巡見費を受取る。これにより出立を十三日に決定したこと。

増田は先月中旬より病氣のよし。

さて広瀬宰平がその技能と人柄を惜しみつつもラロックを解雇したことはさきに述べたが、ラロックは帰国後も別子銅山のことが忘れられず、塩野に語ったことが次の塩野の書簡で分る。

茲ニ記スル処ロハラロク氏ト談話ノ拔萃ナリ、然レトモ同氏ヨリ決シテ之レヲ君ニ告ゲヨト言フニハアラズ、唯生君ノ間暇ヲ慰ン為メニ書ス、其用捨如何ニ於テハ君ノ度内ニ在ル而已

同氏別子検査中、天時疾病諸事ニ妨ゲラレ、連綿彼ノ地ニ留居スルヲ得ザリシト雖ヘトモ、先ヅ二年ノ光陰ヲ用ヘタリ、故ニ同氏ノ別子ヲ慕フハ言ヲ待タズ

其二年中、心ヲ尽シ彼ノ開拓ノ目論見ヲ確定シタル上ハ、其目論見ノ仕遂ケ乃チ其就業ヲ希望スルハ亦言ヲ待タズ

別子ヲ慕フ心ト其開拓ヲ欲スル銳意、ラロク氏ノ胸中ニ充滿スルコト生之レヲ保証ス、其故ヘ如何ン、同氏別子山ノ為メニ尽心目論見ヲ成セリ、貴下其目論見ヲ善トシ、其仕遂就業ヲ赦ルスヲ待ツハ人ノ情ナリ

同氏仏国ヘ帰着否(ヤ)二三ノ鉞山ヲ巡廻セリ、其時鉞夫及ビ熔鉞夫ノ別子開拓ニ心要ナル者ヲ予メ探摸セリ、而シテ一ニ能夫ヲ見留メ置キシト云

総体大業ノ指揮ヲ委任スルニハ、正直ニシテ私シ無キ土質家ヲ求メザルヲ得ズ、而シテラロク氏ノ純直ハ君ノ知ル処ロナリ

且ツ漸々人工高直ス、別子ヲ方今ノ形ニ置カバ、数年ノ後チ遂ニ耗衰ニ至ラン、故ニ開拓ハ避クベカラズ
同氏曰予若シ日本ヘ再行セバ予ガ妻ヲ誘フベシ

生熟視^(P.H.)シルニラロク氏細君ト同居スルトキハ実ニ勉強家ナリ、而シテ同氏ノ性質モ余程柔和ナリ、之レ増田氏ノ現ニ見シ処ナリ

右諸細ハ増田氏ニ御問ヒ可被下候、而シテ生ノ手ヲ不經シテラロク氏へ直カニ君ノ意ヲ御注ジ可被下候様
九年七月十三日パリス府ニ於テ
塩野門之助(印)

七月二十七日付書簡 増田の病は現実の留学に対する責任感からの神経症であること。広瀬宰平よりの問合せの鉦

山穿井(堅斜坑)は日本人の手に負えぬとのラロクの意見を伝える。また日本の熔鉦技術の粗なることを報告。
二伸としてラロクが「エスパニヤ」の鉦山へ雇われ、半年契約で出立の様子とある。

八月六日付書簡 七月三十日仏国郵便船「アバ」号にて増田好造「マルサイユ」港出帆。

これに先立ち塩野・増田は諸鉦山を巡廻した。見学箇所、クリヨゾ製鉄所・リヨン・サンテチェヌヌの鉦山(坑間に入る)・サンベール鉦山・「マルサイユ」、費用七百二十七フラン(百四十五円強)。八月六日付の書状に「未ダ御国ヨリ一書モ受拜不致候、併シ近日ニ到来致ス可シト相待候」とある。

九月三日付書簡 十日ごろより幾何学を始める予定。しかし夏中休暇に遭い閉口していること。なお、この書簡に政府派遣留学生への送金方法につき次のとおり付記している。

政府ヨリパリス府留学生ニ金ヲ送ル都合左ノ如シ、日本ニ於テ(オリヤンタール・バンク)日本ニ在ル英ノバンク或ハ(コン
トワール・デスコント)日本ニ在ル仏ノバンク江金ヲ入レ、為替切手ヲ取り、而シテ其切手ヲ状ト共ニ封ジ、外務省へ委託ス
ベシ○同省直チニ之レヲパリス府在日本公使館迄遞送ス○同公使館之レヲ受取ルトキハ、其名当ノ学生ヲ呼ビ寄
セ、直カニ之レヲ渡ス、一ツモ差失アルコト無シ

右念ノ為メ申シ上ケ置キ候、尤モ生ラノ如ク私費学生トテモ、外務省ニテ好ンデ周施(施)スル由、勿論政府ハ人民ノ政府ニシテ、政府ノ政府ニ非ザレバナリ

また涼しくなり、残暑なく勉強の期となったことを記し、欧州トルコを除き平穩なりと付記している。

九月十日付書簡　かねて広瀬宰平がラロックに購入を依頼していた精巧な時計は目下調査中の旨伝える。

九月二十五日付書簡　月給四十円となった礼を述べ、留学費が最初の見込みより高額になるため左記のように広瀬

の裁断を求めている。

甲

本月ヨリラロック氏ノ指揮ニ従ヒ幾何学ノ教師ヲ取り候、其月謝十五円○此ノ教ヘハ来ル千八百七十七年一ケ年中引キ続ケル目度(途)ニ候

何レ如何程儉約致シ候テモ(パリス府ニ留学スレバ)衣食住・月謝・書籍・惣体ノ費、月々平均六十円ニ及ブベク候(実ニ生ノ責任ノ増多スルヲ恐レ居リ候、初メ日本ニ於テ生仏国学生ノ情体ヲ尋問シ、ラロック氏ノ言ニ従ヒ又諸外国人ノ談話ニ従ヒ、月々三十五円ニテ修業シ得ベキト信ゼリ○故ニ貴下生ノ願書ニ従ヒ三十五円ノ月給ヲ定下セリ、然ルニ今マ其ノ実地ニ有リ、始メテ其遠見ノ大ニ違ヒシヲ知レリ○文部省官費生ハ年ニ千円ノ学費ナリ、他省ノ生徒ハ年ニ九百五十円ナリ、然ルニ彼レヲ猶オ其費ノ少キヲ歎ズ、以テ見ルベシ)

乙

パリス府ヲ去リ、ラロック氏ノ添書ヲ得、或ル熔解所ヘ行キ修業シ熔鋳夫タラン乎、此ノ仕方ナラバ月々三十五円ニテ生活修業シ得ベシ(其目的ノ小ナルヲ如何ン、併シ生ノ責任ハ輕ルシ)

右甲乙何レニ決スベキ乎、至急御書翰ヲ以テ御返報被下度候。生身健康ナレバ鉦夫デモ熔鉦夫デモ貴下ノ命ズル
勉ヲ成スベシ

乙ノ如ク御決シアラバラロク氏へ一書御投シアルベシ

甲ノ如ク御決シアラバ其レニ及バズ候、而シテ生ニ於テ如何程幸甚

何レ甲ニ決スルニモセヨ、乙ニ決スルニモセヨ、本年ヲ除キ滿四年半ハ当国ニ留学致サレバ、成業ハ致シ難ク
ト存候、生ハ素ヨリ成業セザレバ、日本ノ地ヲ踏マザル志ニ候

家長殿へ生ノ祝詞ヲ御伝奉被下度候、謹言

十月十日付書簡 県下よりの書状取次等の周旋を謝し、一カ月一度の書状を求める。今までに日本の新聞二回受領。

十月二十三日付書簡 八月二十九日付の広瀬宰平の書状はじめて届く。また増田より横浜安着の書状も届く。広瀬の書状により増田夫人難産死去のを知る。また蘭八へ托した県下よりの書状届く。政治方面にうとく適切な新聞についての報告が出来兼ねることを謝す。なお又、広瀬が心配した孤独に陥ることなく朋友を得たことを記す。

十一月十六日付書簡 九月二十日付の広瀬の書状受領。孤独の心配なく「人間所^レ至有^ニ青山^ニデハ無ク有^ニ朋友^ニニテ全ク独謫^デハ無之^レ」きこと。また幾何学の他にソルボンヌの精鍊^キ学講^キ積を「聞キ書」に出席していること。

十一月二十五日付書簡 十月五日付広瀬書状受領のこと。トルコ一件はいよいよ戦争に決した様子、仏国は中立。本月の入費として蘭八より二百九十四フラン（五十八円八十銭）受領。内訳、二百フラン本月月給、四フラン アルゼーブル（書名）、七十五フラン 教師ノ月謝、十五フラン 図式道具、とある。

十二月二十五日付書簡 十一月二日付広瀬書状受領、別子銅山産銅莫大をよろこぶ。トルコ休戦。

同月同日付書簡 蘭八より三百フラン(六十円)受取。内訳、二百フラン 十二月給、七十五フラン 十二月幾

何学教師月謝、五フラン(トリゴノメトリー)三角術ノ書、二十フラン 鉾山巡見の節世話を受けた土質家への残り
謝礼。

明治十年一月六日付書簡 (二八七七) ラロックの別子執心のことなどを伝える。つぎのとおりである。

家長殿、貴下ヲ始メ諸君御勇剛御重歳被遊シコトト奉大賀候、随而生無事越年致シ候、御安意可被下候○先頃ロ
日本ハ内乱アリシ様子、併シ先ヅ平穩ニ治マリシ様子御同慶ニ存候○去ル十二月三十一日ラロック氏(パリス)へ
歸府致セリ、貴下ノ時計ハ漸ク(ベザンソン)ニ於テ購求セシ由、近日鎖リヲ当地ニ於テ探求シ、一緒ニ蘭八へ
託シ御送達致スベク候○ラロック氏日本へ再来ノ念常ニ有リ、既ニ(エスパニヤ)ニテ検査分見セシ処ロノ諸器、
別子山ニ必用ナル者ハ皆ナ記載シ置キシト言フ○孰中、彼ノ目論見中、別子山ヨリ新居浜迄ノ開拓道ヲ十二里余
ト定メタリシハ、傾キ百分ノ三(三尺ニ付三ブノ下リ)以下ノ算程ナリ、此度同氏行旅中(ピレネ)(フランスト(エス
パニヤ)ヲ堺スル山)ノ新道ヲ
分見セシ処ロ、道ヲ開クニ難キ所險所ニハ傾キヲ増シ、百分ノ四ニ及ブトモ害ナシト云フ、然ル時ハ彼ノ別子開拓道モ二里余ハ減
ズベシ、加之新規ノ(タケトメートル)道ヲ造ル器械ヲ以テ、道ノ長サ四丁半余ヲ一日ニ造ルコトヲ得ベシ、等、等○平
常ラロック氏ノ言フ所、全ク理アリ、併シ同氏ノ論ハ全体(迂遠デハナケレトモ)嚴確ニシテ規則ニ固泥シ、応變投
機ヲスルコトナク、新礦山ヲ開クニ適シテ、別子山ヲ整修スルニ適セズ、索ヨリ貴下ノ見茲ニ有リ、故ニラロック氏
ヲ再取セザルナリ○生緩々ラロック氏へ其日本へ再旅ノ機ナキヲ説諭スベシ、殊更貴下ノ老ト、他ニ貴下ニ継グベ
キ手代ナキヲ以テ弁ズベシ、右御承知被下置キ度、併シラロック氏別子山未来ノ盛業及ビ其ノ業ノ永続ヲ欲スル丁

寧心ヲ、同氏へ貴下ヨリ直カニ謝センコトヲ伏テ希望ス○本年ハ仏国氣候轉變、今一月ナルニ雨降ルコト入梅ノ時節ノ如シ、今年ノ如キ冬ハ実ニ稀ナル由、日本ハ如何ナル哉、御大事ニ御忠勤被遊度、且ツ去歲ノ如ク不相変君ノ信任ヲ生へ御移給被下度、此書ヲ終リツ、君ガ初リ来ル処ロノ此年ヲ、幸ニ健康ニ過ギンコトヲ伏而希望ス
家長殿へ生ノ新年ノ祝賀ヲ御伝奉

右申シ上ゲ度、謹言

一月二十九日付書簡 仏国暖冬異変、来年はパリにて大博覧会開催、日本天皇も博覧会見物に仏国へ御洋行のうわさがある。

二月二十五日付書簡 十二月十一日付広瀬書状を受ける(このあとも、度々広瀬から書状がある)。別子銅山莫大の丁銅産出を慶ぶ。月々六十円平均の学費を認められ大謝のこと。当パリの学生の言もあり、他国にて粗服では日本の恥になるとのことで注意せねばならず困り居ること。西南の役鎮定のよしで安心したこと。近日ラロックの書状を翻訳送付すること。

三月二十三日付書簡 さきに広瀬がラロックに購入を依頼していた時計を十四日に蘭八へ託したこと。日本の政情不安が心配であること。仏国も政情不安で又々元のナポレオン族が帝位に登るべき芽しがある。トルコ一件はまず平和に治まる様子。ラロックの指示に従い幾何学の教師を変えること(月謝五十フラン)。五、六カ月ほど図式(初歩)教師をとること(月謝五十フラン)。

四月二十二日付書簡 西南の役を心配。トルコ・ロシヤ再び不和、トルコに関して英露国交不安、トルコとロシヤの戦争は回教とキリスト教のたたかいである。

五月二十三日付書簡 仏国の政情定まらず、大頭領マクマオンは凡庸(統)の人。トルコ・ロシヤ、ダニユーブ河をはさんで対陣中、小アジアの両国国境では小ぜり合いがある。

同月同日付書簡 「西南動揺未だ平定セザレドモ熊本城ノ囲ミ解ケシ由、早く鎮定センコトヲ鬼神ニ祈ル」とある。月々受領の給金はドル・フランの手数料・為替賃すべて横浜相場で計算してあるゆえ、パリで送金の勘定をすることが出来ないことに気付く。横浜出立以来十年五月までの学費は計千六十円四十銭(但しパリにて五フランを一円と仮定して)となること。

七月二十四日付書簡 ロシヤ兵がダニユーブ河を越えたこと。トルコ・ロシヤ勝敗一進一退、しかし勝敗は早く決しよう。パリの来年の博覧会はトルコ一件が早く平定すれば一層盛んであろうこと。

八月二十日付書簡 「薩肥州反逆人矢張抵抗激戦ノ由、依之鉦山開拓道モ暫時休業御遺感(憾)奉察候、併シ此書ヲ認ムル今日ハ最早平定ト遠望致シ居」ること。本月及び来月の大暑休暇中にラロックの助言に従い、知識を開くため所々へ旅行致したく、平月通りの学費(六十円)を認めてほしいこと。本月初旬、書籍代(精密書・窮理書ともに十五フラン)六円受領のこと。

九月二十日付書簡 「本国内乱未だ静定セザル由、慨然ノ至リ握掌善聞ヲ待居リ候」とあり、三日、前大頭領チエール氏死去、国民の信望を集めた人であったこと。ついで日本外史と英和字典(子安氏の訳、増田好造・大西鶴平所持のもの)を古本で安価なもので結構故お送り願いたいこと、「本国出立ノ節国書一冊モ持ち出サズ、留学多年遂ニハ国学ヲ忘レンコトヲ恐レ甚ダ後悔致シ居リ候」とある。日本は大暑のよしなるも仏国は平年より涼しいという。

十月十四日付書簡

「来年ノ秋(サンテチェンヌ)ノ鉦山学校へ入門仕ル積リニ候、其ノ下タ拵ヘノ為メ本月ヨリ

前仕度学校へ入塾致シ候、入塾前、三ヶ月分ノ食料及ビ謝金ヲ先キ払ヒスル規則ナリ、依而余義ナク蘭八ヨリ七百五
十フラン(マエシツク)(百五十円)ノ金額ヲ受取申ス候(カキ)

十一月十日付書簡 「十月二十五日ヨリ熱病ニオカサレ昨九日迄床ヲ離レ不申ザリシ、此病ノ根元ハ十月八日ヨリ
入塾(ズク)(入塾であるう)セシ処ロ、其食物ノ粗ナルヨリシテ日々失フ所ノ力ヲ十分ニ補フ能ワズ、之レ生ノ病ヒノ根元
ナリシ、併シ今マ十日ハ床ヲ離レ熱モ悉クサメ申ス候間最早全快近キニアリ、故ニ必ズ御案事被下まじく候、此病中
医薬ハ皆ナ熟(ズク)ノ任ニシテ生ハ一モ関係ナシ、併シ生ヲ介保セシ小使へ礼并ニ薬食物杯ヲ持来ル女中へ礼、其外諸細費
惣体六十フラン(十二円)ニ及ビ候、之レヲ蘭八ヨリ受取申スベク候間右様御承知可被下候」とあり、はじめて病氣
に罹っている。

十一月二十九日付書簡 回天丸遭難に驚く。広瀬よりラロックへ無音の陳謝伝言承知のこと。「ラロック氏ヨリ貴下
へ生ノ身上ノコトヲ示談シ、生ヲ寺子ノ如ク指導セント欲スル由、素ヨリ貴下ノ命ヲ奉ズルハ生ノ約セシ処ロナレバ、
留学中ラロック氏ノ命ハ貴下ノ命ト思ヒ、之レヲ遵奉スベシ、先頃ロ学事ニ付ラロック氏ト議論ニ及ベリ、依之貴下へ生
ノ不順ヲ上申セシナルベシ」と記している。また塾中では新聞を読むことが禁ぜられているので、欧州の情態を一つ
も知ることが出来ぬとしている。

明治十一年一月一日付書簡 西南の役平定同慶のこと。トルコ、英国にロシアとの仲介を依頼のこと。
(二八七八)

三月五日付書簡 リプマン氏着、本国の形勢の細かな説明を受け、また家長の壮健・広瀬等の精励のことを聞き
大いに安心したこと。昨年十月末より十一月中旬風邪に罹り、引き続き塾中に伝染。塾内での死者四人、其他下宿親
元での死者少なからず。これにより一週間塾中の書生を分散。塩野は初期にて軽く済んだが、病後今日に到り、頭髮

の抜け落ち夥しいこと。また五月初旬より万国博覧会開会、十一月下旬閉会につき、「貴下若シ奮発^(パリ)当府へ向ヒ旅行アラバ、大ニ知識ヲ開キ我住友氏ヲ利センコト生誓ツテ之ヲ保証ス」としきりにすすめている。

三月二十五日付書簡 欧州不穩、英・露間よからずとある。

四月十二日付書簡 先頃帰仏のジュプラケ氏からお送り出しの日本外史並びに英和字典落手大謝のこと。本月九日サンテチェンヌへ移り、鉦山学校入校を企てていること。

四月二十六日付書簡 五月一日より当地の支度学校へ入校予定。

五月二十六日付書簡

^(大島供清)大嶋技術家御雇ヒ入レノ由、古法ヨリ新法ニ転徙ヲ速ニセントノ貴意善良ト奉遠察候、生モ

日々勉^(ママ)先時費下ニ約セシ如ク成業セザレバ復タ還謁セズ、此四月ラロク氏ト生ノ間事ハ裁決ヲ天ト生ノ成業トニ取ル、一ツモ貴下ニ報告スルコト能ワズ、此事件ラロク氏貴下ニ呈書セリ、生貴命ヲ待ツ而已」と大島雇用の報に決意を固めている。万国博覧会盛会、日本の出展物特に美麗とのことで評判が甚だ宜しい、八月には塩野も見物を希望の由。

七月八日・同月二十一日付書簡

サンテチェンヌ鉦山学校受験料を蘭八が月給の定額を越えるとして肯んぜず困却。

蘭八へ次の兩条を命ぜられるよう願っている。

一月給ハ御定下ノ如ク三百フラン(六十円)

一 疾病・緩急・書籍器械買求・検査・旅行アルトキハ其費ヲ論ジ其適當ノ金額ヲ給下スベシ

尤もこれについては、八月二十二日広瀬宰平とリリエンタール商会代理アシユ・プロシユンとの間に、月給のほかにも月々百フランまでを給付のこと該社の認定により取り計われたし、との契約が成立している。

七月三十一日付書簡

「貴下生ニ委スルニ大任ヲ以テセリ、之レ生ヲ信任スルナリ、故ニ生苦心勉強貴下ノ知遇ニ

報ゼントス、然ルニ今マラロック氏ノ空言ニ従ヒ貴下生ヲ疑フ何ヤ、生軫塾シ（サンテチェンヌ）ニ在ルハ他ナシ、生野在（コワニー）、（ムーセ）両氏ノ修業セシ鉦山学校へ入校セン為メナリ、始終ラロック氏ニ従ヘバ甚ダ不可ナル処アリ、故ニ責任ヲ一身ニ引キ受ケラロック氏ノ指揮ニ従ワズ、貴下ラロック氏ヲ信ズルコト生ヲ信ズルニ過レバ、生又一言セズ、左ニ二問ヲ奉ズ、幸ヒニ尊答アレ

一 貴下生ニ学事ヲ信任スル乎、然ルトキハ生勉強必ズ貴下ノ恩ヲ報ズベシ

一 貴下猶才生ガラロック氏ニ従フヲ欲スル乎、果シテ然ラバ早ク帰国ヲ御命ズアルベシ、身碎粉ストモ生誓ツテラ

ク氏ノ言ニ従ワズ

とあり、サンテチェンヌ鉦山学校入学につきラロックとの学事論争に当たり、断乎たる決意を述べて広瀬に判決を求めてゐる。

八月十一日付書簡

首尾よく鉦山学校予備検査（考査）合格。ラロックとの学事論争につき次の点を弁明。ラロック

クは塩野の鉦山学校に入校するのを喜ばない、理由はラロック自身が住友氏に再び雇用されたいためである。ラロックはサンテチェンヌの学校は石炭開採のみにありとするが、これは虚言である。かのコワニー・ムーセ両氏は皆このサンテチェンヌの学校の卒業者である。この両氏が生野に在ってその鉦業を開発したことは広瀬の知るところである、としてラロックの非を訴えている。

書簡はこのあと八月二十七日付・九月二十四日付の学費受領を主としたもので終わっている。塩野はサンテチェンヌ鉦山学校で鉦山冶金学を修め、ついで実地につき研究を重ね、明治十四年十二月帰国した。塩野は翌十五年二月別子鉦山技術長に挙用され、新居浜の洋式精錬所の設計をはじめ技術の革新に多大の貢献をした。この間十九年には試験

熔礦炉建築準備のため再び欧州に視察に赴いている。二十年六月住友辞任ののち足尾銅山に移ったが、二十八年一月、再び別子鉾山設計部長として迎えられ、三十八年十二月、四阪島製錬所の建設を果して住友を去った。(了)